

## 別府市障害者自立支援協議会条例制定作業部会（第9回）議事録

日時：平成24年8月9日（木） 13:05～16:50

場所：別府市役所1階レセプションホール

### 出席者

構成員：伊藤慶典、大隈勝彦、小野久、川野陽子、河野龍児、北地輝昭

木本ノブ子、小林祐一、佐藤紘造、芝尾與志美、首藤辰也、田中康子

藤内浩、徳田靖之、西田幸生、萩野忠好、村野淳子、若杉竜也

事務局：別府市福祉保健部障害福祉課 課長 岩尾邦雄

課長補佐 水口雅之

主任 猪原圭太

### （萩野部会長）

皆さんこんにちは。それでは、定刻となりましたので、これから、第9回条例制定作業部会を開催させていただきます。いつもそうですけれども、今日も、17時までを予定をいたしております。途中で休憩をはさんでまいります。それから今日は専門委員の方、先般、皆さんから選んでいただきまして、その方たちのいろんな会議もございました。その報告を今日、主にさせていただきたいと思います。

ご意見については、こちらから皆さんに意見のある方ということで申し上げますけれども、そのときはいつものように手を挙げていただいて、お名前をよろしくお願いたします。

それでは、今からお配りした資料を皆さん見てください。配布資料の1ページのほうからまいりたいと思います。この資料につきましては、いろいろ途中でこんな考えがあると専門委員さん、あるいは他の方たちにもいろんなご意見をいただいたんですけども、全部まだ決まっていなかったところもありましたので、そのところを順序よく事務局の方で整理をしていただきました。それに沿って今から発表していただきますが、委員さんにおかれましても、それぞれ専門委員会でお話されたことを詳しく分かれば皆さんにご説明をしていただきたいと思います。それから、修正をするというところは、またその場でいろいろ修正をさせていただきますのでよろしくお願いたします。

それから今日、徳田委員さんにもいろいろお世話になっておるのですけれども、お仕

事の都合で上京されていまして、この場に来るようになってはいますが、多少そういうことで、飛行機の関係もありますので、必ず来るということは伺っておりますので、来てから徳田委員の件につきましては、説明をお願い申し上げたいと思います。

それでは、皆さん1ページからまいりましょう。よろしく願いいたします。1ページについては、そこに書いてありますように、徳田委員さんからの説明をお願い申し上げたいと思います。

それでは、次の2ページにつきまして、こちらは専門委員会の小野さんのほうから説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

(小野委員)

2ページの右の条例案に明記すべき事項、これが最終的な案です。ここに至った経過としてはですね、左上の条例案に明記すべき事項というのがあります。市の責務として、義務教育における正しい障がい者教育を行うと。これと通じる共通する内容として、教育の分野にもうひとつ事項がありました。この2つを合わせたほうがいいのではないかと、そして位置付けとしては、単に教育の範囲だけに留まるのではなくて、相互理解の分野に関わる問題であるということで、専門委員会の話し合いの結果、合わせたものを相互理解の分野に掲載しようということになりました。それを読み上げます。

まず、条例案に明記すべき事項ですが、「市は義務教育の中で障がいの理解を得られるようカリキュラム等に位置付けるとともに児童、生徒、保護者等に対して福祉教育を行うこと。」

その考えとして、「障がいについて、全ての市民に理解を広げることが重要であるが、そのためには子どもの頃から理解をしておくことが必要である。このため、義務教育における障がいについての教育が不可欠であるため。」以上です。

(萩野部会長)

はい、今、報告がありました。これについて、ご意見がありましたらどうぞ。

ご意見がなければ、次々にまいりたいと思います。それでは次の3ページをお開きください。3ページは徳田委員ですので、これはまた徳田委員からご説明を願いたいと思います。

こちらの、4ページの財政上の措置の規定は、徳田委員が見えてからにしたいと思いますので、飛ばさせていただきます。それから次の5ページ、これについても真ん中に

あります、条例案に明記すべき事項、障がいのある人に対する虐待の禁止。これについては、小野さんが担当ということでもありますから、小野さん、この説明をお願いします。

(小野委員)

この項目については、当初の案では、障がい者に対する虐待の禁止ということだったんですけど、その考えの中でそれを検討する虐待禁止委員会の設置が必要という考えが入っていました。それでその考えの中のその部分を条例案に明記すべき事項に移しました。それを今から読み上げたいと思います。「障がいのある人に対する虐待を禁止。そのために虐待防止委員会を設置すること。」

その考えとして、「虐待を禁止するとともに、理解を広げ、防止するための取り組みを主体的に行うための組織及び窓口が必要であるため。」以上です。

(萩野部会長)

ありがとうございます。その下の項については、後で大隈さんに言っていただきますけれども、今、小野さんのいった件につきまして、何かご意見があればどうぞ。はい、北地委員。

(北地委員)

私も委員ででておりながら、こういう話をしていいのか迷いながら手を挙げさせていただきましたけれども、虐待防止委員会ということで、異論はないわけですけども、虐待防止委員会を設置することということが、明記されておるわけですが、すでに障がい者の虐待防止等では、そういう機関があると思うんですが、そことの整合性、これはあくまで条例の中で別府市における虐待防止に対して、障がいのある方に対して虐待防止に対しての委員会を設置すると、これは虐待後のことを中心に考えていらっしゃるのか、予防も含めてとか、そこら辺だけ小野委員さんお聞かせいただければと思います。

(小野委員)

理解を広げ、防止するための取り組みということで、予防も含めてという考え方です。

(萩野部会長)

予防も含めてということで、北地委員、よろしいですか。

(北地委員)

はい。

(萩野部会長)

それから、委員さんの説明の中で、読んでいただくのももちろんそうですけども、もう少し今の中についての何かそういうご意見的なものを書いてなくても、委員として加えることがあったらその場で言ってください。なるべく委員として詳しい説明をしていただけると皆さんも納得するのではないかと考えております。よろしくお願いいたします。それでは次にまいります、次の下のほうの5ページの下、これは大隈委員から説明をお願いします。

(大隈委員)

よろしくお願いいたします。条例案に明記すべき事項、「市は障がいのある人への差別や虐待が起きた際の相談及び調停を行う委員会を設置すること。」

その考えとして、『障がいのある人への虐待防止や、障がいのある人の権利擁護については、本年10月に障害者虐待防止法が施行されるなど、一層の支援体制の充実が求められている。市民からの意見でも「障がいがあるから悲しいのじゃなく、障がいがあるために社会から差別されるのが悲しい」、「条例の中で最も重要なのは相談窓口を具体的にすること」など切実な声が聞かれる。市はこうした障がいのある人の意見を真摯に受け止め、差別や虐待の把握に努め、助言する機関、相談する機関及びあっせん・解決する機関を設けるべきである。』以上です。

(萩野部会長)

はい、この項についてのご質問があれば言ってください。皆さま方に前もって資料をさしあげればよかったんですけど、委員会も2回開きまして、時間的な余裕がなかったのをこれにいきなりださせていただいたので、よく読んでいただいて。はい、首藤委員。

(首藤委員)

首藤です。今回、調停を行う委員会というような位置付けのもの、先ほど小野委員

のほうから説明がありました虐待防止委員会というのがありますが、その辺の役割分担というか、下の委員会は調停だけを行う委員会で、別組織というようなことで、どこでやるのかとか、別府市のほうも10月からは虐待防止センターというような位置付けのものもあるかと思うのですが、その辺がうまく整理されていかないと逆にまた窓口がいっぱいあって相談がしにくくなるのではないかというふうに感じました。以上です。

(萩野部会長)

はい、藤内委員。

(藤内委員)

今の委員の関連でですね、上の項目をですね、虐待防止委員会ということで、委員会のほうは、今、委員がおっしゃったとおりだと思うんですが、今の事項で、差別と虐待があった際ということで、虐待の項目が上のほうで読んでみてあると思うんですが、このところはどうかでしょうか。虐待という文言を入れたほうがいいのか、差別だけに文言として収めたほうがいいのか、そこら辺、私は、もう差別だけの文言で収めてもいいと思うんですが、よろしくをお願いします。

(萩野部会長)

それについて、大隈委員、あればどうぞ。皆さん方の、他の方の考え方もあれば、この席で言ってください。

(大隈委員)

差別や虐待については、専門委員会の中でも少し討議したんですけども、防止するということがもっとも大切なことだと思います。当然、しかし現実には虐待ということも起こってしまうという現実も私たちは受け止めないといけないということもあって、この市のほうが考えたのはその防止するための委員会と、実際に起こってしまった後どうするのかというきちんとそれをですね、分けながらする委員会というものを作ったほうがいいのではないかという話になったわけです。

(萩野部会長)

ありがとうございます。そういう2つの委員会を作ったほうがいいというご意見で専

門委員会をまとめたということです。虐待防止とその後の調停委員、そういうもろもろについてということですが、どうでしょうか。はい、小野委員。

(小野委員)

虐待防止委員会に関連してなんですが、首藤委員のほうから虐待防止センター等も構想されているとお話がありましたけれども、委員会の役割とそれから防止センターの役割が重なる部分があったと思いますが、その整合性というものは当然考えなければいけないと思うんですけれども、防止委員会自体の役割、市民等も参加する形で虐待を防止しようという趣旨をもって、設置するということ自体には意味があるのではないかなど考えています。

(萩野部会長)

はい、お2人の担当でそういうそれぞれのお考えで、示していただきました。それでは他にご意見がなければ、良いということで進めさせていただきます。

次、6ページはこれでいいですね。7ページ、今度は生活環境の件です。これの上のほうについては、小野委員に担当していただきましたので、小野委員から説明していただきます。

(小野委員)

道路整備についてですけれども、当初の案では段差の解消、歩道の確保、誘導ブロック等、具体的な内容が入っていたんですけれども、そういう具体的な内容については、取り組むべき具体的な施策という形で分けた方がいいのではないかとという事務局の指摘を受けて、文章を整理し直しました。その案を読み上げたいと思います。条例案に明記すべき事項として、「市は道路の整備にあたって、障がいのある人の声を聞き、障がいの別に関わらず、通行や公共交通利用において支障がないようにすること。」

その考えとして、『道路の整備は、バリアフリー法等によって行われているが、アンケートでは、「段差が多い」、「スロープがない」、「道路の傾斜が大きい」などの声が多く聞かれ、車椅子利用者や視覚に障がいのある人等の歩行に支障を来す事態の解消が進んでいないため。』

あと、取り組むべき具体的な施策として、「段差の解消、歩道の確保、視覚障がい者誘導ブロック、音声案内等の整備」、というふうになりました。以上です。

(萩野部会長)

はい、生活環境の件で、この道路整備のことが書かれております。これについて、どうぞご意見を受けたまわります。

これは今までも、作業部会ではなくて普通の、皆さん方から市へのお願いといえますか、要望ということで過去からずっとでてきている問題です。あまり長くは書けませんので、こういうふうにまとめていただきました。では、これでよろしいでしょうか。では、次にまいります。今度は下段のほうです。下段のほうにつきましても、小野委員さん、よろしく願いいたします。

(小野委員)

次の項目は住宅、住居についてです。基の案では公営住宅について、それから、民間住宅についてと別個になっていたんですけども、住居ということで合わせようということで、次のような形になりました。明記すべき事項としては、「市は市営住宅のユニバーサルデザイン化及び障がいのある人専用住宅の一層の確保を行うとともに、民間共同住宅等においてもユニバーサルデザイン化が進むよう支援制度を整備すること。」

その考えとして、『「アンケートでは4階まで頑張って上がり下がりしている」、「身体障がい者用の住宅が増えて、住居の心配がないように」という声が寄せられており、市営住宅及び民間住宅を障がいのある人が利用できるようユニバーサルデザイン化を進めることが必要になっているため。』

取り組むべき具体的な施策として、「民間共同住宅のユニバーサルデザイン化に対する補助金の交付」というふうになりました。以上です。

(萩野部会長)

この件についてもいろいろとご意見が過去にもでてまいりました。どうぞ、ご質問があればどうぞ遠慮なく言ってください。説明は説明でなるべく詳しくということにしたいと思っていますけども、条例につきましてもあまり長くずっと書くという分けにいきませんので、こういうまとめ方に致しております。ここはこれでよろしいですか。

はい、次にまいります。次は9ページです。9ページについてはですね、前の時に事務局案がそれぞれ消したりしてありましたけども、右の方に事務局案を消したものをまとめて書いていただきましたから、これについて9ページを皆さんに読んでいただいて、

ご意見があればどうぞ。前回の時にそういうことで、だいたいまとまってきました。

ちょっと目を通してください。はい、藤内委員。

(藤内委員)

藤内です。この事項の中の最後のほうですね、保証人制度を整備するということでありますけれど、保証人制度というのは市がやるような形なんですけど、具体的にどういうふうな制度になるのか、もしわかれば、お願いします。

(萩野部会長)

事務局、これに対して。

(水口補佐)

事務局です。地域生活支援事業がありますけれども、その中の新しいメニューとして、国が今後示すというような案があったと把握をしておりますけれども、具体的な部分についてはまだ見えてはおりません。

(萩野部会長)

詳しいことは、まだなかなか難しいようです。一応、そういうふうに保証人を置くということですかね。これを整備していくということの条例案でまいりたいということでもあります。これはもう大体のほうの説明は前回の皆さんのご意見はあまりなかったものですから、では、次に11ページにまいります。11ページの中段から下にあります、障害者基本法第21条について。これも小野委員さん、よろしくお願いします。

(藤内委員)

9ページの説明がまだです。

(萩野部会長)

元に戻りまして、9ページの下、これも事務局案です。同時ということで、ショートステイ、グループホーム、福祉ホームの整備に努めることという条例案でまとめているんです。前の時は一応それでみなさん了承されてきたんですけども。何か今あれば。前回の時にだいたいこういう案でいいということでしたので了承していただきましたの



で、11ページ、小野さん、説明してください。

(小野委員)

この項目についてはですね、明記すべき事項は特に変更はありませんので、その考えの中に具体例として、「駐車できない」、「入れない」、「エレベーターがない」、「トイレがない」、「スロープが不十分」、「車椅子で利用できない」、「視覚障がいなのに自筆を求められる」。あと様々な問題が起きているためという形で、例をアンケートの中から具体的に入れました。以上です。

(萩野部会長)

はい、今言われましたように、その考えについての説明であります。

条例の文言については、前の会議にあったときに、事務局からそういうふうに線を引っ張ったりして省いて、きれいに右の欄でまとめたということでもあります。

条例の文書については、皆さんのご意見があったり、事務局の後に気が付いたところで、文言の修正をして右に列記しましたので、その点については条例の案としてはこういうこといいということで、前回の会議の時には皆さん了承していただきました。ただ、その考えについてというところは、若干、皆さんご意見があろうかと思いますから、その辺をくみ取ってください。

それでは、11ページから12ページ、13ページまで一緒に見てください。この13ページの下の方は前をはぐっていただいて、10ページのほうに13ページに移動と書いてあります。その項がここにでてきているんですね。はい、特別なければ14ページにまいります。

14ページについてはですね、村野委員さんをお願いしてありました。ここは村野委員さんをお願いしてまとめていただいたんですけども、本人が遅れて来るということがございますから、ちょっと飛ばして、来られてから説明をお願いしたいと思います。16ページまでは、村野委員さんが後で来てからにしましょう。

それでは次、17ページ。雇用就労。真ん中辺から書いています、これも前回に大体消して右のほうに直したといいますか、そういうことです。その考えについて、ちょっと読んでいただきたいと思えます。はい、これも、そう問題はないと思うのですけれども、どうですか。

そして、次の18ページ。これについては専門委員会の中で、でましたので、これも

小野さんでしたね。小野さん、18ページの説明をお願いします。

(小野委員)

この項目はですね、明記すべき事項に少し付け加えをしたものと、その考えの中にアンケートの声を入れました。全体を読みたいと思います。

条例案に明記すべき事項、「事業者は賃金、労働時間その他の労働条件又は配置、昇進若しくは教育訓練若しくは福利厚生について、障がいを理由として、不利益な取扱いをせず、障がいのある人が働きやすい環境を整えること。」

その考えとして、『アンケートでは、「定年まで働けるか不安」、「障がいを理解してもらえない」など就労に関わる不利益な取扱いに対する不安の声が多くあった。障がいのある人が安心して暮らすためには、働ける条件の整備は不可欠であるため。』

そして、具体的取組内容として、以下6項目入っています。以上です。

(萩野部会長)

これは、次の19ページの中ほどに書いてあります、環境を整えるようにということ、この18ページの一番最後の条例の文言のところに統合して書きましたということですね。

(小野委員)

そうです、次の項目と合わせる形になっています。

(萩野部会長)

前回までは、このふたつの条例をうたっていたんですけども、18、19を一本化してこういう形にこういう案にさせていただいているというところです。これについては、ふたつの文言をひとつに統一しました。

それでは、次、20ページの上は削除と書いてありますが、これは会議の中で左のほうは特別入れなくていいということで削除したんですね、確か。

では、その真ん中から下、これについては、またこれも小野さんのほうでいろいろまとめていただきました。小野さん、20ページの中段から下をお願いします。

(小野委員)

この項目については、当初の案を簡潔にまとめる形で、それに支援のネットワークを広げるといふこと付け加えています。読み上げたいと思います。

条例案に明記すべき事項として、「市は障がいのある人が本人の希望と適性に応じ、一般就労及び福祉的就労をすることができるよう、行政・企業・福祉・医療関係者等による支援のネットワークを広げること。」

その考えとして、『障がいのある人は、「働きたい」、「働きたい」という気持ちを持っていても、困難が多く、仕事を見つけるためにも、また、働き続けるためにも支援が欠かせないことが多い。地域において就労を実現するためには、生活支援を含めて様々な人や機関による連携した支援と情報の共有が重要であり、そのためには行政も関わったネットワークづくりが不可欠であるため。』

取り組むべき具体的な施策として、「障がいのある人の雇用、就労の推進に向けた施策の実施。」2番目として、「各種雇用助成金の活用の啓発と助成金制度では対応できない通勤支援等の公的サービスの利用を可能とする新たな施策の実施。3つ目として、官公需及び一般入札の際の障がいのある人を雇用する事業所へのより一層の配分増加措置の実施。」ということになっています。以上です。

(萩野部会長)

はい、この項目については、就労についての条例案であります。取り組むべき具体的な施策ということで、①から③まで、こういうふうな考えで条例をつくっているようです。

それでは、ご意見がなければ、就労の件はそこで、その後の雇用の創出ということで、これについて小野さんどうぞ。

(小野委員)

雇用の創出については、この作業部会の中ででてきた声を元にして専門委員会の中で作ることになりました。読み上げたいと思います。

条例案に明記すべき事項として、「市は障がいのある人の就労を推進するために、障がいの適性に応じた雇用の創出を進めること。」

その考えとして、『障がいのある人の働く場の確保は全体としても不足しているが、障がいによる格差も大きい。このため、作業部会の中では、視覚に障がいのある人の立場から、「ヘルスキーパー制度」の採用促進等の具体的な取組の提案も行われた。障が

いのある人による積極的な提言を受けて、雇用創出のための具体的な取組を進めることが必要であるため。』以上です。

(萩野部会長)

就労を推進するための雇用の創出ということで、条例をここに入れさせていただいているようです。

西田委員さん、ヘルスキーパーはこういうまとめ方で、その考えの中に入れさせていただいているようです。

(西田委員)

ヘルスキーパー制度のことについては、何回目かに私が資料を提出いたしましたけど、実は数日前にですね、厚生労働省の平成20年度の雇用実態調査というのをホームページで見たところがですね、他の障がいについては雇用率が30何パーセントとか数字があったんですが、視覚障がい者についてはまったく項目が無いんですね。項目が無いということは、つまり、それだけの数字を挙げるほどの雇用がされていないということだろうと思うんですよ。

なかなか、普通の企業体においてですね、視覚障がい者を雇用する。以前は電話交換手とかそういうものもあったんですが、最近ではもうそれが全部機械化されてしまいましたですね、それも無いということで、視覚障がい者の雇用率はほとんど数字の上では皆無に等しいということなので、厚生労働省は何年か前にヘルスキーパー制度というものを各企業において、いわゆる、特にあん摩、マッサージ、指圧ですね、新規を含めて各企業の中にそういう、そこの働く人たちのためにですね、健康維持と、それからまた、障がい者の雇用ということを両面から考えて、その企業の中にそういう社員の健康管理のためのそういう診療室を設けるといことがうたわれているわけです。それを、ぜひ、これは別府自体が実際、大きな企業もないですけど、ぜひこれを、県条例の段階でもまたこの話を進めていっていただきたいと思うのですが、別府市においてもですね、そういうきっかけをこの条例によって作ってほしいなという強い希望があります。以上です。

(萩野部会長)

今、西田委員さんはそういう気持ちといたしますか、そういう要望があつて前の委員会のときも発言されてるんですが、まとめとしてはですね、そういう気持ちの中に入って

いるんですけれども、具体的にヘルスキーパーうんぬんというのはこの要綱の中には条例と申しますか、その文言は入ってないようですけれども、まとめとしてはどうでしょうか。

(北地委員)

議長、考え方の中に入っていますので、原文でいいと思いますけど。

(萩野部会長)

今、そういう、北地委員さんからのご意見でした。ひとつひとつの具体的な細かいことは、条例には入れにくい面もあるんですよね。だから、今、考え方としては、そういうのも含めてという、小野さんのほうからのまとめということで、文言はこのようにさせていただいているようでありますから、今、それでいいんじゃないかということになります。

はい、それでは、22ページの下段、今度は、保健・医療関係についての取りまとめですけれども、お願いします。これも小野さん担当、よろしくをお願いします。

(小野委員)

保健・医療の最初の項目ですけれども、これは、26ページの地域の連携と併せる形になっています。読み上げて、お答をしたいと思います。

条例案に明記すべき事項として、「市は、障がいのある人及びその家族が安心して医療を受けられるよう、福祉、保健、医療関係者及び自治委員・民生委員・児童委員等の連携を進め、障がいのある人とその家族への理解と支援を保障すること。」

その考えとして、『障がいのある人及びその家族は、「障がいのある子から目を離せない」、「なかなか病院に行けない」、「障がいのため、言葉が伝わりにくい」などの困難を抱えており、医療を受けることがままならないことがある。したがって、誰もが医療を受けられることを保障するためには、医療関係者及び地域の理解とコミュニケーション支援を含む対策が不可欠であるため。』としています。

取り組むべき具体的な施策として、「地域生活支援事業における別府市独自の施策の実施。」それから、「医療現場での介護サービス利用（コミュニケーション支援・通院支援の拡充等）の実現。」それから、3つ目として、「65歳になる障がいのある人への介護保険1割利用料金負担の減免施策の実施。」それから、4番目として、「医療、介護、

教育現場との連携による発達障がいのある児童への相談体制と適切な支援及び保育、義務教育を安心して受けられるような施策の実施。また、これら施策に係る人材の育成。」となっています。以上です。

(萩野部会長)

これについてのご意見をいただきたいと思います。保健・医療の件です。その考え方と、その下の取り組むべき具体的な施策で、前回、左の消した分を①からずっとまとめていただいているようです。24ページの赤で書いてあるところも、右のほうに考え方として入れているようですから、この辺は大事なことです。少し時間を差し上げますから、読んでください。

はい、小野委員。

(小野委員)

今、取り組むべき具体的な施策を読み上げたのですが、この項目については、まだまだ検討が必要な部分がたくさんあると思いますので、報告の事項になるのか分からないのですが、これから先、もっと検討していく必要があるというふうに思います。以上です。

(萩野部会長)

これについては、皆さんの意見がいろいろと過去にもありました。障がいのある人も、そしてその家族が安心して医療が受けられるようにどうすればいいのかということで、いろんなご意見もでておりました。そういうことで、理解をしていただいて、とにかく支援をよくするよというふうなことでまとめていくということで最後はなっているようです。今、小野委員も言いましたけれども、皆さんもご意見はあるかと思いますが、今日、資料をお配りしましたので、十分にご意見もあるかとは思いますが、先に進めさせていただこうと。はい、藤内委員。

(藤内委員)

明記すべき事項の文言の関係で、ちょっと細かいんですけど、民生委員・児童委員等とあるんですけど、民生児童委員というひとつのくりじゃないかと思うんですけど。

(萩野部会長)

民生児童委員、そうですね。

(伊藤委員)

民生委員と児童委員は別々です。

(萩野部会長)

民生委員と児童委員は別個だそうです。

(藤内委員)

民生委員は別において、また別に児童委員という方がおられるんですか。

(萩野部会長)

普通呼ぶときに、皆さん、一緒に民生児童委員と言いますからね。

(伊藤委員)

一緒の方もおりますし、別で、児童委員を務めている方もおられます。民生委員に中点があって、児童委員という形が正式な文章となります。

(萩野部会長)

文言は、そういうことであります。次、24ページの下段。一番下のところに行きます。これについても、小野委員、よろしくお願いします。

(小野委員)

この項目は、緊急時の対応ですけれども、その考えの中に精神科という言葉を入れるか入れないかということで、前回、議論がありました。それで、専門委員会の中で話し合った中ですね、次のような案を上げさせていただきましたので、読み上げたいと思います。

条例案に明記すべき事項として、「市は、障がいのある人及びその家族に緊急を要する事態が発生した場合の対応を確立すること。」

その考えとして、「夜間や休日における家族の急病、精神に障がいのある人等の病状

悪化等の緊急時の対応は不十分であり、障がいのある人やその家族は不安を抱いている。その対応を民間病院のみに委ねるのではなく、公的な対応が不可欠である。自治体が責任を持って、病院、消防等の連携を推進し、相談窓口の設置など緊急時の対応を充実させることが必要であるため。」以上です。

(萩野部会長)

これは、緊急事態が発生した場合の対応をきちっとやりなさいという条例を作りたいということでもあります。

これはもう、皆さん方ですいぶん議論があったと思います。一応、こういう文言でいきたいと思っておりますが、ご意見なければ、先に進めさせていただきたいと思っております。

それでは、26ページ。上のほうについては、22ページに統合と書いてありますから、下のほうの下段。保健・医療サービスを利用しやすくするためにという文言を入れているようですが、これは小野委員、どうぞ。

(小野委員)

条例案に明記すべき事項として、「市は、保健・医療サービスを利用しやすくするために、医療費支払や手続きについて、障がいのある人の困難を軽減すること。」

その考えとして、「重度医療費の支払いにおいては、支払った上で払い戻しの手続きを行うことが必要であり、外出や書類の記入が困難な人にとっては、大きな負担となっている。すでに簡素化を進めている地域（県単位）がある中で、本市（大分県）においても実現するよう取り組むことが必要であるため。」

取り組むべき具体的な施策として、「重度心身障害者医療費の支給の現物給付化」以上です。

(萩野部会長)

手続きの件について、ここにうたっております。障がいのある人の手続きについては、困難があるので、申請の仕方などを軽減するということをうたっているようです。いいですね。それでは、27ページの下段。小野委員、どうぞ。

(小野委員)

条例案に明記すべき事項として、「医療、介護等の事業者は、従事者に対して、障が



いのある人や障がいに対する理解を進めるための研修を実施すること。』

その考えとして、『医療・介護等の従事者の障がいに対する理解は重要であるにもかかわらず、アンケートでは、「病院で障がいのある子や育て方を非難される」、「医師に伝わらない」等、関係者の理解不足が指摘されているため。』

取り組むべき具体的な施策として、「当事者や家族を含めた講師団による障がいについての研修」以上です。

(萩野部会長)

障がいのある人に対しての理解をしてほしいという研修をやりなさいということと思います。これは、当然のことだと思いますけど、よろしいですね。

それでは、28ページの保育・教育。これは、北地委員さんが担当ということになりますから、よろしくをお願いします。

(北地委員)

北地でございます。専門委員会の中で、保育・教育の問題、論議をさせていただきました。

28ページの囲みの中で、後ほど、ここのところは皆さんで、協議をいただきたいと思っております。まず、読み上げます。「市は、小学校就学前の障がいのある児童に対し、共に生き、共に育ち合う保育を基本とし、他の児童とともに集団幼保育を実施すること。」この児童という文章をどうするのかというのは、後ほど、議長さんにお謀りいただきたいと思いますが、考えをまず申し上げたいと思います。『障がいのある児童の健全な発達には、他の子ども集団との遊びや学びを通じて双方に促される。このことが、義務教育から生涯教育として、障がいのある人の理解に繋がります。障がいのある児童や保護者が「希望する」保育及び療育を受けられる体制整備を構築することが障がい児保育において重要であるため。』ということでもあります。すなわち、幼保の段階から、やはり共に学び、共に遊ぶということが義務教育の段階、また、その後の生涯教育においても、やはり重要な位置を占めるということで、特に小さなときから幼保育を実施するということが必要であると思います。

議長、そういうことで、障がいのある児童という言葉を使っていますが、その下に、他の児童ととしてございますが、それで皆さんにご了解いただければそれでいいし、児童を児とか子どもとかに替えるのであれば、そのところはお謀りいただければと思っ

ております。

(萩野部会長)

今、北地委員さんから児童についての文言、これをこのままでいいのか、児にするのかというご意見もありましたが、どのようにしたらよろしいでしょうか。

(北地委員)

議長。一般的に児童という場合は、小学校までということになるのですが、条例になったときには、以前ここでも論議がありましたように、障がい児とかそういう児とか者とかいうのは外して、どの条例を見ても障がい者というような書き方をしてるわけですが、ここはあくまでも提案の場ですから、これを「障がい児に対し、共に生き、共に育ち合う保育を基本とし、他の子どもとともに」とかいうふうに替えてもいいのかなと思っているところですが。

(萩野部会長)

今、北地委員から児童についてありましたけれども、これは徳田委員さんが定義の中でうたっているようですので、その説明を徳田委員から一回聞いて、またそのところでしましょう。

今、文言のところで課題がでましたけれども、徳田委員さんが来られて定義の中でまた、もろもろがでてくるということでもありますから、それを聞いたうえで児を入れるのかどうなのかというのを皆さんで検討してください。

次にまいります。29ページにつきましても、北地委員さん、上段、よろしくお願います。

(北地委員)

特に、教育の場合、幼保の問題を含めてですが、やはり教育の問題というのは重要と思っております。これは、専門委員会の中でも、やはり、教育の機会均等、選択権をどう保障するのかということが基本じゃないかという話もでました。明記すべき事項は、以前のままの文章がここにでております。考え方として、『アンケートでも、通常学校か特別支援学校かに大別されますが、権利として、「教育の機会均等」が図られねばならない。その上で、当事者や保護者の「選択権」を尊重した教育及び療育が保障されね

ばならない。』ここで、教育と療育というふうに書いておられますのは、例えば、通常学校の場合、教育が主になるわけですし、特別支援学校、特別支援学級においては、いわゆる療育が主になるということから、両方をここで書いておるわけです。ですから、決して特別支援学校がとか、通常学校がとか、というわけではありません。あくまで、当事者や保護者の選択権ということをここでは重視しております。もうひとつは、障がい者教育の流れは、統合教育とよく言われてまいりましたから、今後は、障がい者の権利条約でもでてきておるんですが、包括的に行う包括的な教育。包括的ということで、教育だけではなくして、社会的全体にインクルージョンという考え方が入ってきて、包括的な教育が重要視されている。市並びに学校は、障がいのある人の受け入れにおける「合理的配慮」。例えば、通常学校に特に合理的な配慮が必要になりますし、義務教育段階での、前段で他の項ででておりました、障がい者理解への教育の推進。いわゆる、先ほどは、福祉教育という言葉ででておりましたけれども、推進等アンケートには切な、これは切実な声としてというふうに入らせていただければと思います。切実な声としてアンケートにも記されている。というふうにここで考えました。以上です。

(萩野部会長)

障がいのある人に対しての日本国憲法、教育基本法、そういうものに対してきちっとやりなさいということでもあります。ここも大事なところでしょう。

それでは、これでよろしゅうございますか。ご意見がなければ、了承したということで、進めさせていただきます。

30ページは、28ページと2ページに統合というふうに書いてあります。

(北地委員)

今の28ページの包括的な支援ということで、そこに統合されておるということです。

(萩野部会長)

はい。下段の2ページは、最初にでてきたんですね。

それでは、30ページまで、別にご意見なければ、次に行きます。

31ページについては、これは徳田委員になっておりますので、これは来てからやりましょう。

それから、32ページの特別支援学校と普通学校との連携調整機関の設置については、

専門委員会でまとめることができなかつたので、この資料の説明が一通り終わった後に、皆さまで議論いたします。

33ページについては、右に書いています事務局案のようになりました。その考えについても、下段に書いていますので、ちょっと読んでください。

芸術文化・スポーツについて、左が右のほうに、かなり省いて、条例案ということで明記しているようです。芸術文化・スポーツについても、体制づくり、指導員の育成、情報提供をやりなさいということでまとめているようです。

ご意見なければ、次の34ページ。これは、生活支援については、河野委員のほうで取りまとめをお願いしましたので、よろしくをお願いします。

(河野委員)

河野です。生活支援について、ご説明いたします。

条例案に明記すべき事項として、「市及び相談支援事業者は、障がいのある人やその家族の人権に配慮し、地域で自立した生活をするうえで必要なサービスの情報提供及び支援を行うこと。」

その考え方としては、『第3回会議で配布された「別府市条例アンケート作業部会資料」の23ページから28ページに生活支援に関する声が寄せられているが、「自分が40度の熱を出しても、頼る人がいなかったり、息子がそれを理解できず、無理矢理起こされ、全く休めなかった。(知的)」、「親が亡くなった後、子供が入る施設があるのか。兄弟が面倒見ることが出来るのか心配です。親が病気になったり入院した時の対応ができるかどうか。(知的)」、「誰かにたよりたい。目がよく見えないので、私は歩くことが困難ですので、お願いします。(身体)」、「当事者・家族のための気軽な相談システムがほしい(24時間、365日相談できるところ)当事者支援を家族まかせにせず、社会で支援するシステムがほしい。デイケアと作業所に行けない場合の日中の過ごし方や、落ち着ける居場所がほしい。精神障がい者を子に持つ親。家族の支援の種類やシステムが不足している。(精神)」のように、必要なところへの情報提供や支援が必要だと考えます。

また、各種障害者手帳を申請する者に対する相談支援が不十分であると考えます。医療や福祉サービスは多岐に渡り、急性期の障がいのある人や家族の苦悩や混乱は想像ができ、「重度心身障害者医療費の助成制度を知らず、400万円もの償還されるべきお金を失った人がいる」ことから、心身両面の支援及び医療費、福祉サービス等金銭に係

る助成制度の周知に関する支援は必要不可欠である。医療と介護が連携し、より一層の積極的な相談体制を測るべきであると考えます。』

具体的に取り組む施策としては、「精神に障がいのある人への24時間365日のサポート支援を実施するための電話を含めた相談窓口の設置。」ということです。

それから、条例案に明記すべき事項として、「市は、相談及び支援に当たっては、事業者及び様々な相談機関や関係機関との連携を図り、総合的な相談体制の確立及びそれら相談窓口へ繋ぐためのワンストップ体制の家族を含めたピアサポートの仕組みを構築すること。」

その考え方として、『第3回会議で配布された「別府市条例アンケート作業部会資料」の23から28ページに生活支援に関する声が寄せられているが、「当事者・家族のための気軽な相談システムがほしい（24時間、365日相談できるところ）当事者支援を家族まかせにせず、社会で支援するシステムがほしい。デイケアと作業所に行けない場合の日中の過ごし方や、落ち着ける居場所がほしい。精神障がい者を子に持つ親。家族の支援の種類やシステムが不足している。（精神）」、「私はもう60歳になります。これから先、親も兄妹もいませのでグループホームに入居していますが、70歳が近づく頃、どのようにしたらいいのか、施設（老人ホーム）に入居するのか、心配しています。（精神）」、「施設に長くいると高齢化になり、家族、福祉事務所の方も次のステップを考えるのに困難なことが多々ある。一番不便、不都合を感じている利用者なのに、スムーズな移行への行政への対応が遅れている。（知的・身体・精神）のように、様々な相談機関や関係機関との連携、それらへ繋ぐワンストップの相談窓口が必要であると考えます。」

もうひとつ。

（萩野部会長）

一度、そこで切りましょう。ただ今、河野委員からですね、お話しのとおり、アンケート調査を踏まえた中からのそれぞれその考え方について、こういうふうな条例案を、36ページの真ん中辺に書いてますが、条例の文言についてはこういうふうにすると。それから、今の考えについては、それぞれ述べていただきました。これについて、ご意見あればどうぞ。

38ページは、後でします。37ページまでの河野委員の考え方について、ご意見あればどうぞ。はい、北地委員。

(北地委員)

専門委員会に私もでておって、河野委員さんに悪いのですが、この今の、1と2とそれから後ほどご説明いただける38ページ含めてですね、相談支援事業所のあり方だとか、倫理とか、そういう部分で、できる部分については、もう少し、3つということが曲げられないということであれば別なんですけど、私個人といたしましては、もう少し、このこと3つを含めて、簡素化という失礼ですが、簡潔な文章にまとめていったほうが良いような感じがいたします。私の意見です。

(萩野部会長)

河野委員、38ページも関連部分がでてきますので、そこまで説明願います。

(河野委員)

それでは、38ページをご覧くださいと思います。

条例案に明記すべき事項として、「市及び相談支援事業者は、相談及び支援の際に必要な専門技術並びに職業倫理の向上に努めること。」

その考えとして、先ほど話したアンケートからとして、『「近くに親戚もなく、手をちょっと貸して欲しい時や2時間離れたところに義母が入院していて、お見舞いに行くため、日常生活にも支障が出たのでヘルパーさんをお願いしたいと市役所に行ったが、どうしてあなたたちにそこまで言われたいとけないのかととても冷たく職員に対応され、たった5時間もらうのが本当に大変だった。問題が起こるとどこに相談したら良いんだろうと悩みます。そういうときだれでも、パソコンがなくてもみんながわかりやすい道筋を立てて欲しいと思います。小さいうちは、本当に手はかかるし、障がいいかどうかもわからない時が本当に大変で、兄弟にもとても負担を掛けます。そのときに手厚くして欲しいです。(例えば様子をうかがいに来てくれるとか。)育てるだけで親は手一杯なので、周りの人に理解をしてもらおうとするのはもっと大変です。そこを仲介してくれる人がいたらと思います。(知的・身体)」という職業倫理に抵触するようなご意見や、また、平成25年4月から施行される障害者総合支援法では130もの難病の方々が支援の枠組みに入ることからさらなる専門知識の向上が必要だと考えます。』

取り組むべき具体的施策として、「事業所職員や相談員の質やスキル、経験の向上のための現場に即したさらなる研修の実施。」が必要だと考えられます。以上です。

(萩野部会長)

ありがとうございました。前に戻って、34ページから39ページまで。河野委員のほうで、生活支援について、どのような条例を作ったらいいかということで、大きくこの3つにまとめていただきました。ひとつは、34ページの上段にあります。それから先ほどの、36ページの中段に2つ目が書いてあります。そして、最後に38ページの上段に書いてあります。この3つの条例案を河野委員からまとめていただいたんですけども、北地委員さんが先ほどちょっとそれについて、もう少しまとめられる方法はないのかというご意見もありました。皆さん方のご意見をいただきます。

生活をするうえで必要なサービスの情報提供、支援を行うということ。それから、家族を含めたピアサポートの仕組みを構築すること。それから、最後に、相談支援の際には、必要な専門技術並びに職業倫理の向上に努めること。これが、3つの条例案ででております。このようにひとつずつの項目でいいのか、あるいは、もうちょっと项目的にまとめられるのか、ご意見あればどうぞ。はい、芝尾委員。

(芝尾委員)

私、ちょっと意味が分からないので教えてほしいのですが、36ページのところの総合的な相談体制の確立及びそれら相談窓口へ繋ぐためのワンストップ体制の家族を含めたピアサポートの仕組みを構築することというのは、すごく私としては難しいので、もう少し意味を説明していただけてよろしいですか。

(萩野部会長)

河野委員。

(河野委員)

生活支援を話し合うときにグループワークの中でですね、家族を含めたピアサポート。当事者の方がどれくらい相談窓口の中で、仕組みの中で関わってくるのかというところが、家族とか、当事者の方々がこの支援の枠組みの中で関わってくるべきだということだと思います。今までは、委託を受けた相談支援事業所であったりとか、割と社会福祉士等の資格を持ったケースワーカーの健常の方々が、相談を行っていたという枠組みが多かったと思います。そんな中で家族であったりとか、障がいを持つという意味

で、同じ立場の方々が、相談窓口の中で、入って相談にのるという意味だと思っております。

(芝尾委員)

ありがとうございます。

(河野委員)

自分で発表しておいてというところもありますけれども、北地委員が言われていたように、相談支援事業者側が相談窓口として、相談支援事業者だけではなくて、いろんな相談へ繋ぐための相談の体制のシステムというところと、それら相談に関わる方々のスキルアップのための研修であったりだとかいうところがやっぱり重要なのかなと、書いていてというか自分が読んでいて思います。だから、2つぐらいにはまとめられるのではないかなと思いますので、そこは再考して、書き直す必要があるのかなと思っております。

(萩野部会長)

河野委員さんは、今言いました3つの項目を2つの条例にまとめあげてもいいということであります。ほかの方、ご意見ありませんか。はい、藤内委員。

(藤内委員)

藤内です。生活支援の中でも相談支援がある意味一番大事な項目にあたるんじゃないかと思うんですけど、私としては、この3つは分けて明記したほうがいいんじゃないかと個人的な意見ですけど思います。議長がおっしゃったように、一番最初のほうは、情報提供の支援の関係、それは必要ですし、次は相談関係のワンストップを含めたピアサポートの仕組みの構築、個人的な意見ですけど、私は3つでお願いします。考え方はある程度くくれる、整理できるとは思います。

(萩野部会長)

藤内委員さんはですね、河野委員さんから先ほど3つの条例案をつくっていただきました。それでいいんじゃないかというご意見でございます。はい、首藤委員。



(首藤委員)

首藤です。生活支援というところで、今、相談というのがでてるんですが、実際に社会資源とかがあるのかどうかとか、サービス事業所とか、そういったことについて全然でてないなと思って、繋ぐとかいうのはあるんですが、使う資源とかがちゃんとできているのかどうかとか、そういったところとかが、あとはサービスだけではなくて地域の方だとか、そういったものが充実しないと生活支援っていうのは上手くできないんじゃないかなというところがあるので、その点を少しこの分野に入れないと、ただ相談にのるだけでは足りないんじゃないかなというふうに感じるんですが。

(萩野部会長)

首藤委員は、その他に文言として、まだ加えたらという部分があるそうです。いろんなご意見があると思いますので、どうぞ皆さんで言ってください。はい、北地委員。

(北地委員)

今の首藤委員お話も専門委員会で話がでて、総合的な相談体制の中で、やはり、社会資源の問題とか、地域との連携、近隣関係、そこら辺は大事だということは、委員としては認識をしながら、この項目が作られたというふうに認識はしておりますので、よろしく願いいたします。

(萩野部会長)

はい、小野委員。

(小野委員)

先ほど、首藤委員からもご指摘があったのですが、そういう全体的な相談支援、それから相談から支援に繋がる仕組みですね、そこ辺のシステムというか、そういう仕組みをどういうふうにするのかということがもっと明確に見えたほうがいいのかという気がします。そこで、36ページですね、この文章をこの中には総合的な相談体制とか、ワンストップ体制とか、ピアサポートの仕組みを構築するというような、とても大切なことが入っていると思うんですけど、その仕組みとかがもっと明確になるような形の表現にしたほうがいいんじゃないかと考えます。それで、もし可能であれば、専門部会のほうでもう一度この辺を議論して、再度、次回の作業部会で提案するような形

を考えたらどうかと思います。

(萩野部会長)

いろいろご意見でていますが、他の方いらっしゃいませんか。

今の小野委員では、専門委員のほうで、もうちょっとこの辺の詰めをもう一回検討してみたらどうかという意見であります。

どうしましょう。3つの意見がでていますけど。はい、北地委員。

(北地委員)

徳田委員や村野委員がいないのにこういう話をしているのか分かりませんが、あと40ページくらいまで残って、それが終わってから私のほうも議長にお謀りをさせていただきたいと思っておったんですが、今、小野委員さんからお話しがありましたが、もしも、各委員さんのほうで、議長のほうから諮っていただいて、ご了解を得られるんであれば、もう一度専門委員会、22日までにですね、専門委員会を開いて、このところを含めて、その他の部分でもですね、もう一度専門委員会でやってもいいよという方々のご意見もいただければ、私もその方がいいかなと思っておりますので、議長さん、そこら辺お謀りをいただければと思っております。

(萩野部会長)

一応、今日、皆様のご意見を聞きましてね、今おっしゃるように、まだ課題として残ることがあれば当然、専門委員会やらないといけませんけど、22日はある程度列記したものをつくらないといけませんので、それはまた、休憩のときに事務局と打合せをしたいと思えます。

それでは、この項についてはですね、ちょっと、今日、3つの意見がでておりましたので、保留でいいですか。あとで、専門委員会でやるのがいいのか、それとも3つのままでいくのがいいのか、北地委員からご案内のとおり、もうちょっと短く2つぐらいにしたほうがいいのか、今、3つでていますから、それは保留にさせていただきます。

では、次にまいります。39ページ、これは小野委員、下段、お願いします。

(小野委員)

この項目は、情報についてですけれども、当初の案で情報について、2つの項目があ

りました。専門委員会の中で、意見がでて、この項目については、他の項目の中でも対応できるので削除してもいいのではないかという意見がでたのですけれども、私がその後、アンケートを読み直した中ですね、情報については、アンケートの声もあるのでですね、入れたほうがいいのではないかと思って、河野龍児さんと相談した上で、案を入れさせていただくこととしました。その内容を読み上げさせていただきます。

条例案に明記すべき事項として、「市は、情報を利用することが困難な障がいのある人に対して、情報を利用しやすくするための機器の活用や障がいの特性に応じた配慮を行うこと。」

その考えとして、『アンケートでは、「情報がなく孤独」、「目が悪いので字を大きくしてほしい」、「点字資料が少ない」、「電子データを希望」などの声が寄せられており、障がいに応じた情報伝達のための配慮が不可欠であるため。』

取り組むべき具体的な施策としては、これは当初から入っていたことですが、「①として、障がい特性に合わせた合理的配慮の実施。②として、視覚障がい者協会等との連携により点字プリンターの貸し出しやプリントアウトサービス（有料）の実施。③として、聴覚に障がいのある人への手話通訳、要約筆記の準備。④として、視覚に障がいのある人への配布物の点字化等、障がい特性に合わせた合理的配慮の実施。」以上です。

（萩野部会長）

これについてどうぞ、ご意見のある方。

40ページの下に39ページに統合と書いてありますが、左の研修、会議等とあるのはこっちに統合しているようです。どうぞ、40ページまで、ご意見あればどうぞ。

それでは、特別なければ40ページ、41、ここは14ページに統合と書いていますから、あと42ページですね。その下のほうに第9回会議で議論。この在宅福祉規定については、専門委員会でもとめられませんでしたので、この資料の説明が一通り終わった後に、皆さまで議論いたします。

そして、43ページは別にないですね。44ページの所得保障規定については、これについても専門委員会でもとめられなかったようですから、これも後で議論しましょう。

今、全部44ページまで、皆様のご協力で意見を述べてもらいました。保留部分もありますけど、一応これで終わりたいと思いますが、急に資料をお渡ししましたのでございますけれども、なかなか全部が全部まとめられませんでした。しかし、後でする分

は後でご議論したいと思います。

32ページと42ページと44ページと専門委員会でまとめられなかったんですけども、そういうもろもろはありますが、それは、もう皆さん、また専門委員会でまとめていいでしょうか。それともここで、特別あれば。それを踏まえて、またやりませけれども、どうでしょう。いずれにしても、専門委員でまとめられなかったことがありますし、さっきの検討課題もありますので、これ、もう1回専門委員のほうに戻して、議論、専門委員会でさせていただいていいですか。どのように進めましょうか。

何か意見のある方は言ってください。はい、田中委員。

(田中委員)

特別支援学校や普通学校との連携や調整を図るための機関ということなんですけど、現在、特別支援学校はセンター的役割を果たしてコーディネーターさんが普通校に入っていく状況にありますよね。新たにそういうまた、センターをつくるのか、そういうところとか、それとか別府市総合教育センターとかあると思うんですけど、そういうことも含めて検討していただければいいかなという気がいたします。

(萩野部会長)

はい、北地委員。

(北地委員)

実はこれを発案したのは私のほうでありますけど、これは、こういうことでございます。特別支援学校は、別府に4校あるわけなのですが、すべて県立です。普通学校という通常学級は市立で、縦割りといいますか、例えば、特別支援学校で、それと先ほど言いましたように、統合教育でもいいんですが、普通校にこの子はどういうようなことがあれば、普通校に行って、また逆に、通常学級にいらっしゃる子が療育がもっと必要だということになれば、特別支援学校に行くと、まあ、県立と市立との壁があって、なかなか子どもの発達に応じた教育ができない。それをなんとか中間的に、研究的にでも結構ですが、発達を測定しながらそういうことだというふうな意味で、決して特別支援学校のと、そういう今、市が持っていることとは言っておらないんで、そういう機関があればということで、提案をしたわけです。以上です。

(萩野部会長)

今の北地委員さんの説明は、そのような説明です。ほかにご意見あればどうぞ。

一応、44ページまで一通り済みました。あとの課題については、先ほどの専門委員会ですらまとめられなかった項目もありますから、これについては、また、休憩をはさんで皆様とご相談しましょう。

それでは、とりあえず、休憩に入らせていただきます。15時10分から再開します。それまで、どうぞ、休憩されてください。

(休憩)

(萩野部会長)

それでは、再開させていただきます。

徳田委員さんもお忙しい中、今、ここに来ていただきました。ありがとうございます。早速ですけれども、徳田委員さんのほうからの分について、ご説明をお願いしたいと思います。それでは、徳田委員から案をいろいろと提出していただきましたので、それについて議論をしていきたいと思いますが、皆さんの最後のほうのですね、総則的規定(案)というのがございますので、それをひとつご覧ください。これについて、徳田先生から、目的規定、それから定義規定もろもろございますので、よろしく願い申し上げます。それじゃあ、徳田委員さん、お願いします。

(徳田委員)

徳田です。総則的規定(案)についてですが、これはこの間議論ができていなかった部分があるのと、それから議論してきた部分の中で、総則にまとめてしまったほうが、分かりやすいのではないかと考えられるところがたくさんありましたので、他の県や市の条例を参考にしながら、総則的規定という形にまとめてみたわけです。ですから、これが条例になると1、2と書いてあるのが、第1条、第2条、第3条とそのまま条例に移行できるような形にしてあります。一応ひとつひとつご説明したいと思います。

まず、目的です。これは、これまでの条例の名前が仮に障がいのある人もない人も安心して安全に暮らせる別府市条例となっていましたので、これに合わせて作ったものです。ですから、条例の名前が変わってきたり、あるいは前文によっては、ここはいろんな詳しいものを入れる必要があるのではないかと考えております。とりあえず、私が作

って見たのは、「この条例は、障がいのある人に対する理解を広げ、差別をなくすことを通じて、誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進するとともに、東日本大震災の教訓を踏まえて、災害時における障がいのある人への被害を防ぐための取組を行うにあたって、その基本理念を定め、市及び市民の役割を明らかにすることにより、障がいのある人もない人も誰もが安心して安全に暮らせる社会の実現を図ることを目的とする。」というふうにしていまして、障がいがある人が差別を受けることなく安心して暮らしていく、暮らせる地域をつくるのがひとつ。それから災害において、障がいがある人への被害を最小限度にとどめるんだということがひとつ。これが2本の柱だということを示す形になっています。なお、この間2回の検討委員会を開いたときには、東日本大震災というのがいずれはあまり認識されなくなってしまうのに、条例にこれを入れることはどうかという意見がでたのですけれども、関東大震災についても、今だに私たちにとっては、いわれがあるので、非常にショックな出来事ではありましたので、東日本大震災での教訓というのを入れてみたらということで作りました。

それから2番目に、定義ですね。これは、条例をつくる上で必ず定義を定めておく必要があります。以前に議論したときに、この定義規定で、障がい者と定義をする条例と障がいということ定義する条例と分かれるというお話をしたのですけれども、一応、別府市条例の場合には、障がい者という規定はせずに、障がいを定義した上で、障がいのある人という言い方にしてはどうかということで、この案は作っています。障がいの定義については、どこの条例も、あるいは、障害者基本法もだいたい似たような定義をしてるんですが、一応、定義の中に、発達障がいを加えました。したがって、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、その他の心身の機能の障がいの中には、内部障がいが含まれます。それから、今回の障害者総合支援法の中に難病が対象に入りましたので、これも入れたほうが良いと考えました。難病等により、としたうえで、継続的に日常生活や社会参加を行うにあたって、社会的な制度の整備や支援等を必要とする状態のことをいう。という定義にしました。これを社会モデルというふうに言っているのですけれども、そういう意味で、障がいの定義については、よその条例とはやや違って、社会モデルをそのまま定義するような形にしてあります。

次に、差別ということについてですが、この点もはっきりさせたほうが良いという考え方で、「障がいを理由に不利益な取扱いをすること及び障がいを取り除くために必要とされる合理的な配慮をしないこと。」これを差別だというふうに定義してしまおうというふうに考えている案です。それから、そこに合理的な配慮という言葉がでまし

たので、合理的な配慮の定義については、「障がいのある人が、他の人と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、日常生活や社会参加を行うために必要とされる制度の整備や支援を行うこと。」これを合理的配慮というふうに定義をしています。

それから、4番目は虐待です。これについては、虐待について、ぜひ定義をしてほしいという委員からの意見がありましたので、これは、障害者に対する虐待の防止に関する法律よりも少し広げて、少し狭めて、やや違った定義の仕方になっているのですが、「障がいのある人に対して、暴行、脅迫、暴言、侮辱、嫌がらせ、無視、わいせつ行為、性的無配慮等を行うこと。」というふうに定義を試みました。この性的無配慮というのは、例えば、女性の障がい者に対する介助を男性が行ったりすることを性的無配慮という形にして、これも広い意味で虐待に入るというふうにしてあります。

それから、次は自立です。自立は、障害者基本法でも、それから各地の条例でもキーワードのひとつなんですけれども、どうもその自立というのが自分で何でもできると捉えられているのではないかという意見がありましたので、「第三者の支えを必要とするかどうかにかかわらず、自らの人生を自らの意思で選択できること。」というふうに定義付けを試みました。

それから、市民について、これは、さいたま市条例の定義をそのまま採用していただいて、別府市内に居住する人だけでなくして、別府市内に通勤、通学する人も市民として加えるということに特徴があります。

それから事業者について、これはどこの条例も同じ定義で「別府市内において事業活動を行うすべての者。」というふうにしてあります。

部会長、全部行きますか。

(萩野部会長)

どうぞ、最後までお願いします。

(徳田委員)

次が一番迷ったんですけれども、理念。基本理念というのをどこの条例も置いていません。これも6つ掲げていまして、どこの条例も基本理念はだいたい3つぐらいにとどまっているんですけれど、今回の別府市条例は、基本理念をかなり具体的に掲げたほうがいいと考えて6つあげています。これらはこの間、実体規定の議論をした際に、これを入れてほしいということを取り入れた形になっています。それで、理念について読んで

いきますが、まず(1)、「すべての障がいのある人は、障がいを理由として差別を受けず、自らが選択した地域において生活し、地域社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する権利を有する。」これは、障害者基本法、それから多くの条例で皆書かれていることですが、自らが選択した地域においてというところが、ポイントだろうと思っています。

それから、2番目には、「障がいのある人に対する差別の解消は、差別の多くが、障がいのある人に対する誤解、偏見、その他の理解の不足や障がいのある人に対して必要とされる合理的配慮を欠くことから生じていることを踏まえ、障がいについての社会モデルを普及することを通じて推進されなければならない。」これは、別府市条例が社会モデルを普及させることを柱としようという、この作業部会の共通理解に基づいて加えたもので、他の条例にはない特徴になると思います。

それから3番目、「障がいのある人に対する差別をなくす取組は、市、市民、事業者並びに障がいのある人の医療、保健、福祉、教育、就労等に関係する機関（以下、「関係機関」という）が相互に連携し、障がいのある人の選択を尊重することにより行わなければならない。」これは、先ほど言いました作業部会で実体規定の議論をした際の相互理解のところででてきた意見を基本理念に入れたものです。

それから4番目、「すべての障がいのある人は、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得または利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られなければならない。」これもほかの県や市の条例にはないのですが、障害者基本法で、障害者権利条約に基づいて加えられた条項がありますので、その確認規定として意思疎通のための手段あるいは情報取得については、これは緊急時を含めて非常に大事だという議論が作業部会ででていましたので、ここに入れたらどうか考えたものです。

それから5番目、「障がいのある人に対する権利の擁護並びに障がいのある人の自立及び社会参加を推進する取組は、すべての市民が安心して安全に暮らすことができる地域作りにつながるのと考えるのもとに多くの市民の参加の下で行わなければならない。」これは、よその条例にはない規定ですけれど、障がいのある人に対する取組というのは、障がいのある人に利益をもたらすのではなくて、すべての市民にとって、利益になるんだという考えの下で、多くの市民が参加して行われるべきだという、この間の作業部会の議論を踏まえて取り入れたものです。これは、ですからほかの条例には書かれていないことです。



6番目、これも今回のこの別府市条例だけの基本理念で、「災害時に最も被害を受けることになるのは、障がいのある人やその家族であり、こうした被害を最小限度にとどめるためには、災害が生じた際に必要とされる援護の内容を具体的に特定したうえで、非災害時において、その仕組み作りを継続的に行う必要がある。」村野委員の考えに基づいて、こういう基本理念を入れておいたらどうかと考えたものです。

それから4番目が、市の責務というもので、これもですね、ちょっと他の条例と比べるとたくさん書き加えてみました。まず(1)、「市は、1に規定する目的の実現を図るため、3に定める基本理念にのっとり、障がいのある人の自立及び社会参加の支援並びに安全の確保等のための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。」これはどこの条例にもある市の責務の総則的な規定です。

ここにいろいろと細かいことを加えてみました。「市は、前項の責務を実施するにあたって、次の各号に定める事項に留意しなければならない。」ということにして、①「社会モデルの普及・定着のため、啓発、広報、研修の実施に努めること。」これは、この作業部会でずっと皆さんと一貫して議論してきたことをそのまま書いています。

それから②「障がいのある人からの相談、助言、あっせんの申立を受け、障がいのある人に対する差別、権利侵害を解決するための機関を設置すること。」これも作業部会の中ででてきた意見を入れたものです。

それから③「公共的施設の整備をはじめ、障がいのある人に関連する施策の実施にあたっては、必ず障がいのある人の意見の聴取に努めること。」これも同じように、この間作業部会で公共的施設をつくる際に当事者の意見を聞くという、そういう手続き規定を入れてほしいという声がありましたので取り入れてみました。

それから④「障がいのある人に対する災害等の緊急事態における安全を確保するために、東日本大震災をはじめこれまでの被災地の教訓をもとに、災害時の支援のあり方、災害時を見越した日常の仕組みの構築、および大分県、他の市町村、防災関係機関、事業者、市民と連携・協働出来るよう基本計画の策定に取り組むこと。」これは村野委員が記されているのをそのまま入れたもので、ここでいわゆる防災に関する基本計画の策定義務というのを市に課すということになります。

それから⑤「本条例に定める目的を実現するために、地域にある団体、組織が連携し、市と協働する仕組み作りを推進すること。」これも実体規定をどうするかという議論の中で、でてきた議論をここに入れたものです。したがって、地域にある団体組織ですから、自治会だとか、自主防災組織だとかその他いろんなNPO等地域における団体組織

が連携する、そういう仕組みづくりを推進しようというものです。

それから⑥。これは千葉県条例等にあるものを入れてみたらどうかと考えたものです。「本条例に定める条項の実現を図るために、その達成状況を確認し、実現に向けての課題を検討するために、障がいのある人の参加する機関を設置すること。」千葉県条例等では、推進会議という名前と呼ばれているもので、この条例がどんなふうに行き届いているのかということを検討する機関を市に求めたいというものです。以上が、市の責務として、細かい点は6項目あります。それで、皆さんにお謀りしたいのは、実はもうひとつ7項目目として、財政的な負担についての規定をここに入れるかどうか迷ったんですけど、これはむしろ総則的規定の8番目かというような形にしたほうがいいのではないかというふうに、私自身は今のところ考えているものですから、市の責務の中には入れておりません。

次に、第5、市民等の責務です。(1)「市民及び事業者は、この条例に定める基本理念に基づき、障がいのある人に対する理解を深めるとともに、市が実施する障がいのある人に対する差別をなくすための施策に協力することを通じて、障がいのある人もない人も誰もが暮らしやすい地域づくりに努めなければならない。」これはどこの条例にも書かれてあるものです。

それから(2)「市民及び事業者は、災害についての知識の取得に努めるとともに、防災訓練及び地域における、障がいのある人の災害時の援護の仕組み作りに継続的に参加しなければならない。」この(2)は村野委員の提案に基づいて、市民の責務として、障がいのある人、この条例では、障がいのある人に特定してありますが、いわゆる災害時要援護者についての仕組みづくり。それから、防災訓練等への参加義務というものをここに規定したものです。

それから6は、差別の禁止ということで、(1)はどこの条例にも、また、障害者基本法にも書いてあることの確認規定ですが、「何人も、障がいのある人に対し、差別をしてはならない。」

それで、(2)にですね、これもどこの条例にもあるんですけど、少し書き方を変えました。「市、事業者及び関係機関は、障がいのある人が、日常生活や社会参加をするにあたって必要とされる合理的配慮を怠ってはならない。」というふうに命令的な規定に変えています。そのことによって、合理的配慮を行わないことが差別なんだということを強調するという狙いです。

最後、7番目です。市民等の理解の促進。これは、この間の作業部会での議論を総則

的規定に繰り上げたものです。(1)「市は、市民、事業者、関係機関が障がい及び障がいのある人に対する理解を深めるよう、社会モデルの普及、啓発その他必要な措置を講ずるものとする。」

(2)「市は、障がいのある人に対する支援を適切に行うため、全ての職員が社会モデルに基づいた障がいのある人に対する合理的配慮の必要性についての理解を深めるために必要な措置を講ずるものとする。」

これは、(1)は、市民、事業者、関係機関に対する社会モデルの普及、啓発の措置。(2)は、市の職員についての必要な措置と書き分けをしたものです。

以上で、総則的規定についての、この間の議論をまとめた上で、若干他の条例等を参考にして付け加えたものとしてのものです。

(萩野部会長)

どうも、大変ありがとうございました。徳田先生のおかげですね、作業部会、専門委員会において、いろんなご議論がでたのをこうしていただきました。本当にありがとうございました。だいたい今の先生の説明を見ますと、あらかじめな条例案づくりというのがでてきたようであります。皆さん方で、今、先生の説明がございましたが、もうちょっとこの辺がご理解できにくいとか、何か質問がございましたら承りたいと思いますので、どうぞ、発言してください。

それぞれについてですね、目的からこういうふうによく書いていただいています。

はい、藤内委員。

(藤内委員)

藤内です。先生の3ページのところですね、4番目の市の責務の(2)の①のところです。また、これ文言の関係になりまして、ちょっと私も分からないのですが、①の社会モデルの普及・定着のため、啓発、広報、研修の実施に努めることとありまして、この努めることという文言は、努力義務規定ということですか。努力義務でいいのでしょうか。先生、教えていただきたいのですが。

(萩野部会長)

どうぞ、徳田委員さんお願いします。

(徳田委員)

結局、条例というのをどう捉えるかということになるんですけど、条例に市の責務を規定するときには、基本的には努力義務になるんですよ。それは、法的に努力しなさいよという義務とあと政治的な義務とがあるんですけど、基本的には条例で書かれている義務は、それに違反したときに市が何か制裁を受けるとかというようなことにはならないので、どうしても努力義務になってしまう。ただ、条例に書いてあるので、このとおりにやるべきだということにはなるんだらうという感じがするんです。ただ、藤内委員さんがおっしゃるように、これをより強く書くとすれば、社会モデルの普及、定着のため、啓発、広報、研修の実施に当たらなければならないというふうに書けば、同じように努力義務であっても、非常に強いということにはなると思います。そういう意味でこのところは、①と③は、努めることになっていて、その他は、設置すること。推進すること。というふうにきちっと書いているので、ちょっとこれでは弱いというふうに捉えたのかと思うのですが、結局はやっぱり条例上の努力義務になってしまうのではないかとこのように私は思っています。よろしいでしょうか。

(萩野部会長)

ありがとうございます。ちょっと表現を軟らかくしておりますけれども、やっておくという願いは一緒ですから。ほかにございませんか。はい、北地委員。

(北地委員)

拝見させていただいて、ありがたいと思っておりますけれども、目的規定の中で、2本柱で、私はこれ、お考えがよく理解できるのですが、ただ、文章的なことで大変恐縮ではございますけれども、例えば、2行目の誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進というところにですね、やはりこれは総合的な推進ということが、今、文章を拝見しながら考えておったんですが、それと、一番最後のところで、今の新しい法律等でも安全に暮らせる社会というのはもちろんそのとおりでありますけれども、今よく文章的にも使う、共生社会という言葉がでてくるわけですが、それが、文章的なことで大変失礼ですが、2点、私なりに感じています。

それからもう1点。障がいの定義のところでございますけれども、社会的障壁ということが社会モデルという考え方でいったときに、この以上のような障がいの定義を「社会モデル」と略称するというところで、まあ略称ですからいいですけど、一般市民の方々

の理解がなかなか難しいような感がいたしますが、そこら辺いかがでございますでしょうか。

(萩野部会長)

徳田委員。

(徳田委員)

今、3つほど指摘をいただいた最後のところなんですけど、社会的障壁という言葉は、基本法も使っていますし、他の条例もみんな使っているんですけど、社会的障壁の定義規定を読んでもですね、非常に分かりにくいんです。理念だとか慣行だとかいうふうになってて、それを結局わかりやすく書くと社会的な制度の整備や支援という形で、つまり逆から、こういう社会的障壁というのを定義付けてそれをなくせというのではなくて、こういうことがあれば、社会的な制度の整備や支援があれば障がいを感じなくなったり、障がいの程度が軽くなるという、逆の方向で定義したほうが、分かりやすいんじゃないかという考えで作ってみました。これが分かりにくいということであれば、法律と同じように社会的障壁を定義して、その社会的障壁のために非常に不便な状態を障がいという定義に持っていくことになるんじゃないかと思うんですけど、どうも、私の理解では、そういう形だと非常に社会的障壁の中身が難しくなって、かえって分かりにくいのではないかという考えでこうしたものです。ですから、意識して社会的障壁という言葉を使わないでいます。そこはもう、皆さんの意見でどちらにするかというのが大きく分かれるのではないかという気がします。

それから、共生社会について、目的規定にどう入れるかというのは、実は考えてみたんですけど、ちょっと時間的に難しくて、断念してそこは省きました。何か工夫して入れられるといいなあと思っています。

それから最初に言われてた総合的な取組を推進するというのは、これはぜひ言葉として入れた方がいいんじゃないかと私自身は思っていますが、ちょっとその辺はもう少し工夫をさせていただければと思います。

(萩野部会長)

ありがとうございました。今、北地委員からも質問がでたんですけども、先生もいろいろ苦慮しながらこういう文章でまとめているということでもあります。この辺につい

てはいかがですか。先生にお任せをしてみたらどうでしょう。何かご意見がございますか。

先生のほうで、少し文言が変わるようでありましたら、その点ひとつよろしく。

(徳田委員)

ちょっとよろしいですか。

(萩野部会長)

はい。

(徳田委員)

村野委員が来られたんで、ご意見をお伺いしたいんですけど。目的というところ、それから、基本理念の(6)を読んでもいただければお分かりかと思うんですけど、この条例について、災害時の問題を障がいのある人にかかなり限定して、この総則的規定をつくっています。村野さんからいただいたものを見ると、障がいのある人に限らず、市民が災害時における対策をつくるということ、いわゆる防災に関する基本条例という感じのものをだされてたと思うんですね。そこら辺、こういう形のをですね、障がいのある人の災害時における被害をなくしていくというふうに絞った形にしているんで、その点についてのご意見を伺わしていただければと思うのですけれども。

(萩野部会長)

村野委員。

(村野委員)

ちょっと、ざっと見させていただきました。私が当初案としてあげたのは、障がいのある方に特化した形ではなくて、災害はすべての人に降りかかるわけなので、それによって、災害時要援護者になる方もいらっしゃるんで、私は全ての人に対しての条例が必要だと思っていました。日常から課題を抱えていらっしゃる方がさらに厳しくなることは明らかなので、これでもいいと思うのですが、私としては、やはり、そこを超えた方々も災害時には大変になるということで、できればこの条例を制定するときには、すべての方に対してのいろんな仕組みっていうものをつくっておかなければ支援ができない

だろうと思っています。どうなのでしょう、当初条例をつくっていく中では、すべての方に対しての条例だという認識が私の中にあったので、私はすべての方を含めた提案をしてきました。作成されている案を見ますと、全て障がいのある人に対してというようにはじまりますので、そうなった場合は、今、徳田委員からまとめていただいたような内容になってくると思います。障がいのある方に特化した条例になる部分、私が最初から思っていたすべての方に対応するような仕組み、支援者を含めた仕組みっていうのも私は必要だと思っています。これまでもそういう提案の仕方をずっとやってきたと思います。あとは、皆さま方の総意により内容をどのようにされるかになってくると思いますけど。

(萩野部会長)

今、村野委員さんからもそういうお話です。すべてを見て、災害時の対応をできるようにということを入れたほうがいいと。これについては、障がい者というのを入れたほうがいいという意見もあったと思うんですけど、その辺いかがですか皆さん。どうでしょう。はい、徳田委員さん。

(徳田委員)

私は、実は個人的には、村野委員が言われるものができれば、本当に画期的な条例になると思っています、そうすることが望ましいとは思っているんですけど、この作業部会は、障害者自立支援協議会の下に設けられていて、そしてこの作業部会の委員というのも基本的には障がい当事者の方、それからその家族、それからいろんな形で携わっている方々が中心で、こういう災害時の問題に専門的なのは村野委員おひとりです。それで、災害での対応策の基本的な条例だとするためには、多分、自治委員だとか、地域の自主防災組織だとか、そういうところの意見を踏まえた上でのものにしていかないと、この現在の自立支援協議会の下につくられた作業部会でそこまでやるのがどうなのかなという感じが、私自身はしたものですから、今回のこの条例については、障がいのある人に対する災害時の問題に限定した上で、村野委員がだされた画期的な提案については、この条例案とは別個に、市のほうで、総合的な防災基本計画を策定する際にぜひこれを踏まえてほしいという形で意見をだされてはどうかなというふうに考えて、この案にしています。そういうことで村野さんどうでしょうか。

(村野委員)

内容としては、こういう書き方になると思います。ただ、この災害時要援護者、障がいのある方においても、災害時に支援する仕組みをつくるためには、全体的な状況を踏まえないと厳しいと見ています。ここにいらっしゃる方とか、障がいのある方や日常から支援している方々だけでは、絶対に支援はできないので、災害時に命を守る仕組みを実現しようと思えば、別府市地域防災計画など全体的な計画の中に、これをきっちり持って行って仕組みをつくらなければ、障がいのある方々を支援することは難しいと思います。ですから、このまま条例をつくって、この内容を決めていくのであれば、障害のある方を支援する、日常から見守ったりするところからの仕組みをつくっておかないと、障がいのある方々が災害時のことを想定して安心して暮らせるということは無理だと思います。この条例を庁内で検討された後に、ぜひお諮りをいただいて、仕組みを作っていたきたいと思います。まず、第一段階としては、障がいのある方に特化した、この条例に合わせて作る。次に地域ぐるみで支援するっていうところを考えれば、地域でも話し合っていていただいて、別府市全体として、この仕組みを作っていたければ、障害のある方々が安心して生活できるということが実現できると思っていますので、そこはぜひ事務局のほうとあとはそれに関わる危機管理機関など、それから各種団体等にもお諮りいただきたいと、それはお願いしたいと思います。

(萩野部会長)

ありがとうございました。伊藤部長。災害の体制作りとかいうのは、今、別個で市のほうも取組やっているんでしょ。その辺、分かる範囲で説明してください。

(伊藤委員)

災害に関してはですね、企画部の危機管理室のほうで全体的な計画を立てているところであります。今、委員さんが言われたようにですね、たしかに障がい者の方を災害時に支えていくためには、通常地域住民の方の手助けなくしては、やはり、できないというのはその通りだと思いますので、この条例にうたいこむのかどうかというのは、別個としまして、危機管理のほうには十分皆さんのお考えを伝えていきたいと思っていますのでよろしくお願いたします。

(萩野部会長)



それとですね、村野委員が遅れてきた関係上、当初14ページを村野委員さんに専門委員会をお願いしていたところがあります。14ページの右上にありますけれども、これについても全般的な文言で障がいのある人という文言はでてきてないですけれども、これについて、村野委員、先に説明をしてください。

(村野委員)

「市は、東日本大震災をはじめこれまでの被災地の教訓をもとに、災害時の支援のあり方、災害時を見越した日常の仕組みの構築、及び大分県、他の市町村、防災関係機関、事業者、市民と連携・協働できるよう基本計画の策定に取り組むこと。」

その考え。『アンケートでは、「災害時の声かけをしてほしい」、「緊急時の放送が聞こえない」、「避難の手助けをしてほしい」、「避難先が不安」などの声が寄せられ、障がいのある人とその家族は、災害時の対応に大きな不安を持っている。災害時には、市の職員や消防職員などを含め、多くの人々が被災者になる可能性があり、情報の伝達、避難方法、避難先の対応が困難になる可能性が高い。被災地で何が起きていたのか、事実を検証し、全ての市民が被害を最小限にとどめることができるように必要な準備をしておくことが必要なため。』

取り組むべき具体的な施策。「別府市行政の基本的な役割。①職員の災害時の行動に対する能力向上。②他の地方公共団体との連携。③災害時要援護者への対応。要援護者リスト作成のあり方の再検討並びに援助者及び援助手順作成。福祉避難所の整備（支援者の確保や関係機関の連携も含む）。避難訓練の実施（自治会単位、あるいはそれより小さな集落）。障がいのある人に必要とされる災害用備蓄品確保のための指針策定。④災害時の情報伝達システムの整備（特に視覚に障がいのある人）。⑤公共施設の安全性の確保。⑥減災意識の啓発・知識の普及。⑦減災教育の推進。⑧避難後の支援のあり方、避難所運営マニュアルの作成。⑨防災士を含む災害ボランティア育成システムの構築。⑩日常的な減災ネットワークの構築。

2 事業者の基本的な役割。①所有建物に対する耐震性の確保。②広告物の落下防止措置。③災害時の活動に対して、人・物等の積極的な支援。

3 市民の基本的な役割。①災害に対する知識の習得。②食料及び必要備品の備蓄。③防災訓練への参加。④地域での減災組織活動参加。⑤耐震性の確保。⑥家具の転倒防止。」

一応、こういう内容にまとめました。最初の部分で以前明記していたことは、「東日本大震災の教訓を基に」と、していただきましたので、津波の危険性をうたっていることが多

かったのですが、今回、大分県で豪雨災害がございましたので、豪雨災害等の被害についても教訓というものは、活かされていないといけないと思いましたので、「これまでの被災地」という言葉を追加しました。それから、最近広域災害が多くなっていますので、別府市単独の仕組みだけでは非常に厳しいので、他の自治体とも合同で取組などを進めていかなければ、支援が円滑に出来ないということもあります。そして、関係機関と事業者、市民というように役割を分けました。これまでまとめていたのは、すべて総体的な書き方でしたので、分かりづらかったかなと思いましたが、それぞれのところで、だいたいこういうような準備をしておかなければならないということを具体的にまとめたつもりです。これは、先ほどからお伝えしていますように、全ての災害時要援護者に、と、いう想いで作成しましたので、障がいのある方に特化したような書き方ではありません。私としては、あくまで災害時要援護者としてまとめさせて頂きました。以上です。

(萩野部会長)

ありがとうございました。障がい者に特化したものではないという説明で、この条例案をつくっていただきました。障がいのある人という文言はでてきていないんですけど、皆さん方、これでいいのか、何かご意見ございましたらどうぞ。はい、徳田委員。

(徳田委員)

徳田です。今の村野さんのご説明の条例に明記すべき事項というのは、私の総則の市の責務の④にそのまま入れてあります。4ページの④、上から2行目の④というところに、これ、村野委員からあらかじめいただいていたんで、全部そのまま入れてあります。ですから、条例案として書き込む事項としてはここに全部入っています。それで、今、村野委員が言われた、具体的に取り組むべき事項については、やや障がいのある人を超えた規定、例えば市民の家具の転倒防止だとかあるのは、そのまま作業部会の案としてだしておけば、それはそれで、こういうのが必要だと伝わるので、私は、市の責務の中に書き込んでありますので、このままのたたき台に書かれてあるままで、条例案をつくれればいいのではないかと思っているのですけども。どうですかね、村野さん。

(萩野部会長)

皆さん、いかかでしょうか。先生、本当、14ページの④に障がいのある人に対する

ということで、他は村野委員さんから説明のあったとおり、全般的なものは入ってるけども、先生のほうで責務のほうに書いていただいています。

(村野委員)

一般の方に向けたのですが、これは皆さん方に全く無関係な内容ではないと思うんですよね。耐震性の確保とか、家具の転倒防止とかいうのは、皆さんたちのところでも、具体的に障がいのある方々でも、自衛としてされるほうが良いと思います。私のまとめ方としては、障がいのある方に対してという形で書いていませんが、事業を行っている障がいのある方もいらっしゃると思いますので、そのような内容に置き換えて考えていただいたら、別に全く該当しないという内容ではないと思います。

(萩野部会長)

はい、皆さんのご意見どうですか。なければ、これ、このままでいいですか。はい、北地委員。

(北地委員)

いいんですけども、災害時を見越したという表現が、どうも条例に馴染むかなあという感じはしてるんですけども。例えば一般的にですけど、想定したとか、見越したと想定がどう違うのかというのは分かりませんが。文章だけの問題ですけど、内容としては、いいと思っています。

(村野委員)

いや、別に、言葉として、想定でも大丈夫です。通常使っている言葉が、見越したという言葉だったので、そういう言葉になったというだけで。ですから、条例の内容として使う言葉としては、想定のほうが、良いということであれば、それはかまいません。

(萩野部会長)

想定でもいいと、見越した、どうしましょう。では、これは、事務局にお任せします。

では、4ページの財政上の措置の規定をどうするかというのが残っておりましたので、これについて、ご意見あればどうぞ。これ大事なことです。はい、北地委員。

(北地委員)

徳田委員さんにお尋ねをしたいと思いますが、この財政的支援は当然必要であります。ぜひ、入れていただきたいと思っております。その場合に、いわゆる、市の責務で入れるのか、定義規定の中に入れるといったときに、お尋ねは、重みといたしますか、拘束力といたしますか、それは、どちらが重いんですか。

(萩野部会長)

徳田委員さん。

(徳田委員)

これは人によって、考え方が違うと思うんです。同じだという方もたくさんいらっしゃると思うんですけど、私は、市の責務がずらっとたくさん並んでいる中のひとつとして書くよりは、この財政的支援ということに関しては、独立の項目に入れて、この条例ではここが大事ですよということを強調したほうがいいのではないかと、先ほど申し上げました。前々回のときも問題になったんですけど、やはり、市の財政がなかなか大変だという状況の中で、この条例を実施していくに当たっては、いろんな面で予算的な措置が必要になってくるという議論が当然起こってくると思うんです。そういう議論の際に、やっぱり新しい考え方に立った上で、財政的な支援をすべきだと強調する意味では、独立に規定したほうがいいのではないかと、先ほど申し上げました。

(萩野部会長)

ほかにご意見ございましたらどうぞ。これも、さっき徳田委員さんから説明がありましたけれども、あんまり決めて書くと難しい問題もあるということで、かと言ってないのも困るんですが。その辺皆さんいかがですか。

どこに入れたらよろしゅうございますか。皆さん意見があればどうぞ。

いかがしましょう。どっか入れとかないと大変ですよ。

(北地委員)

議長。徳田委員さんは理念規定の中の7番目にというふうに私はちょっと理解しているんですけど。ページでいけば、3ページ。

(萩野部会長)

いや、4ページの7って言ったんでしょ。

(北地委員)

4ページは、市の責務。市の責務じゃない、理念規定と私は理解しているんですけど、もう一度。

(徳田委員)

徳田です。私がさっき申し上げたのは、4ページの⑦として入れるのか、あるいは総則的規定の8として、ですから5ページのところに新たに付け加えて財政的支援というのが、どちらかということ、絞り切れていないと申し上げたんです。それで、先ほどの北地委員さんのご質問に対して、どちらかということ、この5ページのところに8として、財政的支援というの入れたほうがいいんじゃないかという考えでいるという説明でした。もし、あれであれば、この次の作業部会が最後になるので、両方の案を私なりにつくってお示するという形をとらせていただければと思いますけど。

(萩野部会長)

いかかでしょう。先生に次回のおきに、もう一度考え直していただいて、作っていただくということで、皆さんご了承願いますか。いいですね。皆さん、ちょっと返事してください。

それでは先生よろしくお願ひします。じゃあ、この件はこれでいいですね。

それではもうひとつ、徳田先生、31ページの右上段にあります、市は子ども達に、この辺の説明をまだしてなかったんで、よろしくお願ひします。

(徳田委員)

たたき台の31ページです。専門委員会で、これまで作業部会でできた議論の教職員に対するレベルアップの項目とそれから社会モデルの習得のための研修等の実施という項目をひとつの項目にしたらどうかという意見がでましたので、31ページの一番右の欄に条例案に明記すべき事項としては、「市は、子ども達に、障がいについての正しい知識を提供し、障がいのある児童に対する差別やいじめを根絶するために、教職員

に対し、社会モデルの習得及び障がいのある人やその家族の置かれている実情への理解を深めるために必要な研修の実施等に努めること。」というのを入れることでまとめたかどうかというふうに考えました。これは作業部会の中でも非常にここは大事な議論としてだされていたことだと思っています。

その考えとして、「障がいあるいは、障がいのある人への理解は、子どもの時期における正しい教育によって、深めることが可能となるところ、現状は、教職員において、社会モデルの考え方自体が普及しておらず、そのための研修も実施されていない。そのうえで、障がいの問題を教育における切実な課題として理解するうえで、最も必要とされる障がい当事者や家族の生の声を聞く機会も全くといっていい程補償されていない。」

取り組むべき施策として、「当事者や家族を含めた講師団の編成と教職員研修プログラムの作成」というのを入れたらどうかということです。この点は、特に障がいのある方、当事者の方、家族の方たちの生の声を研修の際に重視すべきだという意見がありましたので、こういう考えでしました。

(萩野部会長)

今、説明がございました。これについての、皆さん、質問等がありましたらどうぞ。ないですか。では、これはこれでよろしゅうございますか。

それでは、このようにさせていただきます。

あと残っているのは、32ページ。これについては、さっき、北地委員から話があったんかな。北地委員、ちょっと説明して。

(北地委員)

先ほど私が説明を申しあげましたので、割愛いたしますけど、この件についてもですね、議長さんにお謀りをいただきたいのですが、22日までに、もう一度か二度、専門委員会をもっていただいて、そこで議論させて、次回に提案ということにいきませんと、この問題やっておりますと、相当時間がかかると思いますので、そのように取扱いよろしゅうございますか。

(萩野部会長)

これについては、専門委員会で、それぞれ検討してほしいということであります。皆

さん、それでよろしゅうございますか。意見がなければそうします。

次、42ページ。これは、いかがでしょうか。これについて、皆さん方見てください。第9回会議で議論と書いていますが、次の43ページまで、ずっと、案としての文言はそれぞれでしております。

皆さん、ご意見なければ、これも専門委員会に検討してもらいますか。それでいいですか。専門委員会もいろいろとありますが、よろしくをお願いします。

それからもう一つ残ってまして、最後の44ページの所得保障。これが今日の会議の中でとなっていますが、これについて、いかがでしょうか。

なければ、これも専門委員さんをお願いしてよろしゅうございますか。はい、いいですね。ありがとうございます。

それでは次に、前文のほうは、当事者にそれぞれお願いするというふうに前回なっていましたので、これについての説明をこれからお願いしたいと思います。前文案が、別紙にあります。河野さん、前文の案について、よろしくをお願いします。

(河野委員)

当事者を中心として、前文案をつくるということで、前回の会議で話し合われたというところで、前回、7月の25日が第8回の条例制定作業部会だったと思いますが、7月の30日までです、一度、当事者の方々に前文案をたたき台という形で作ってほしいということで、私のほうでさせていただきました。7月の30日の夜に会議をもちまして、その中で、当事者だけではなくて、今日参加していただいています委員の皆さんの中の何名かの方にもですね、前文案を披露させていただいて、ご意見をいただきまして、再度また考え直すという形で、1週間から10日くらいをかけて、前文案をあげてもらったのが、今日、資料の中でお示しさせていただいています前文の3案になります。名前等は書かれていないのですが、全3案を自分のほうから、一度読む形でご紹介をさせていただいて、ちょっと今日、これをつくった方がいらっしゃらないというところも、ひとつの案についてはあるんですが、作った方にですね、思いであったりとか、考えをですね、少し補足していただくような形で一度皆さんのほうへ前文案を諮っていただければと考えております。では、ちょっと読まさせていただきます。

前文案、案1、「障がいのある人もない人も、誰もが、差別、虐待も受けることのない暮らしやすい別府市をつくり、お互いの立場を尊重し、支え合いながら、安心して安全に暮らすことのできる別府市こそ、私たちが目指すべき地域社会であります。

この条例は、このような地域社会を実現するため、障がいのある人への誤解や偏見をなくしていく取組です。障がいのある人に対する理解を広げる事と、地域社会の一員としてあらゆる分野に参加することができるよう、共に学び共に生きる中で、将来の地域づくりを担うかけがえのない人材に対する正しい知識の普及と理解の促進を図り、障がいのある人に対する不利益な取扱いを解消することが大切です。

障がいのある人もない人もが互いに個人の権利を尊重し合いながら豊かに人間らしく生活することができる地域づくりを目指すことを決意し、この条例を制定します。この別府市条例が障がいのある人とない人の架け橋になってくれる事を願います。」これが1案です。

2案ですけれども、『私たちのまち別府市は、「身体障害者福祉モデル都市」「住みよい福祉のまちづくり」の指定を受け、これまで障がいの有無に関わらず、すべての人の基本的人権を尊重し、お互いを理解し、支え合いの心を育む取り組みを行ってきました。

しかしながら、障がい当事者や家族から「障がい者や障がいについてもっと市民のみなさんに知って欲しい」という声や、市民のみなさんからは「障がいについてもっと知りたい」という声が大きく、相互理解の不足や社会にある様々な障壁により、依然として、進学や就労、移動、生活環境、災害時の要援護者支援など社会生活全般に於いて、障がいがあるために諦めなければならない現実や障がい者への無理解による差別や偏見がなくなる状況があります。

東日本大震災では多くの尊い命が犠牲となり、そこから私たちは、すべての人たちがお互いの立場を乗り越え共に協力し様々な困難を乗り越えていくという大きな教訓を学び復興に向けて再び歩み始めています。

私たちは、障がいのある人もない人も同じ地域社会の一員として、すべてに隔たりがなく平等な機会が与えられ、だれもがありのままの存在を認め合い、一人ひとりの個人の尊厳や人格や思いが大切にされ、互いに支え合う心や共に思いやる心を育み、自己選択や自己決定を尊重する真の意味での自立と社会参加の実現を確立し、本条例の施行により、住む人も訪れる人も幸せや喜びを享受できる安心・安全なまちを実現することを目指します。』これが2案です。

第3案、『私たちの住む町、別府市はこれまで「身体障害者福祉モデル都市」「住みよい福祉のまちづくり」などの指定を受け、障がいを持つ人と持たない人が常に対等な立場で、地域の中でそれぞれに役割を持ちながら、心豊かに生活を送れる社会を目指した活動を、長年にわたり取り組んできた。



しかし、私たちを取り巻く地域社会は、障がいのある人に対する理解の機会の不足からくる「差別」や「偏見」、「壁」が依然として残っており、障がいを持っているが故に不利益な扱いを受け、様々な機会の妨げをつくり、日常生活を送る上でも障がいのある人の災害時の要支援、親なき後、就学、住む場所の選択、働く機会を得ることが困難な状況にあり、あらゆる場面で「生活のしづらさ」と「不安」を感じている。

私たちは、東日本大震災で、障がいを持つ人が、十分な支援を受けられずに、計り知れない悲しみ、不安、戸惑い、不自由さを抱いたことを教訓に、常日頃からの「安全」に対する備えと、地域での支え合いの仕組みづくりを、より一層強化していく必要性を感じている。

また障がいの有無に関わらず、すべての人が安全に安心して豊かな人生を送るためには、「障がい」に対しての正しい理解を深め、一人一人の持つ能力や、可能性が地域の中で十分に発揮される環境、機会をつくり、共に地域をつくるかけがえのない存在であるという思想を、意識の中にしっかりと定着させることが必要であり、またそれらを市民一人一人と学びあい、理解し、啓発していく取り組みが求められている。

これらの取り組みは、共に地域で暮らす障がいのある人もない人も、すべての市民にとって、より豊かで安全、安心した地域、未来への希望の礎を築きあげることとなる。

障がいのある人もない人も、すべての人が社会の一員として共生社会を築きあげる役割を担い、安全で安心して生活を送れる地域づくりを目指し、ここに誰もが安心して安全に暮らせる別府市条例を制定する。』

村野委員のほうからも案が寄せられていますので、読み上げます。

「平成23年3月11日に発災した東日本大震災では、多くの尊い命と貴重な財産が失われました。また、その時に助かった命が後の対応や対策が確立されていなかったことによって、約2万人の方が関連死という非常に深刻な事態を招いています。このことに関しての課題を明らかにし、別府市において考えられるあらゆる災害を想定した対応や対策を、行政、事業者、市民の役割として講じておく必要があります。そして、お互いに連携・協働する仕組みを確立しておくことによって、被害を最小限にとどめることができます。」

一応、議長、4案という形でしょうか。第3案は、川野陽子さんが作文されたものですので、少し補足があれば、お願いしたいと思っておりますけれども。

(萩野部会長)

それでは、川野陽子さん。

(川野委員)

こんにちは、川野です。前文案の3案を作成したんですが、どのような言葉が条例の前文にふさわしいのか、勉強不足で分からないことがたくさんあったのですが、他の県や市の前文を読めば読むほど、ますます分からなくなって、やはり別府市は今まで、住みよい福祉のまちづくりの指定を受けていて、私は中津出身なんですが、別府はとても障がいを持った人が住みやすいまちだなあとということをたくさん感じる場面があるので、この別府市条例を皮切りにもっともっと別府がよくなってほしいなという思いを込めて一生懸命書きました。やはり、別府は、安全というところがキーワードとしてありますので、そういったものも、きちっとした支援体制が条例をきっかけとしてできていけばいいなということを意識しながら作りました。あまり、難しい言葉というのは、やっぱり市民の皆さんに分かりやすい言葉とか当事者の方の生の声とかが入ったものがないなと思いましたので、なるべく柔らかくて、分かりやすい言葉を入れたつもりだったんですが、もっと柔らかくてもいいのかなという気はしています。以上です。

(萩野部会長)

ありがとうございました。それでは、先ほど河野さんから村野委員さんの分も読んでいただきましたが、村野委員さんからもちょっとその説明、お願いします。

(村野委員)

私の場合は、前文のすべての案ではなくて、一部分の災害に特化した部分だけは、ぜひ入れてほしいと言われたので、その部分だけを私が考えてみました。ですから、皆さん方が作っていく中で、この中からどういう形で前後関係とかですね、作っていけるか分からないんですけども、やはり、多くの命とか財産とかが奪われたとともに、やはりその後の対応がまずくて、お亡くなりになった方々がいらっしゃるといようなことは、きっちり伝えないといけないのかなあというふうに思っていますので、その分を考えてみました。ずっと、最近、いろんなところの会議に出席する機会が多いんですけども、国をはじめいろんなところでお話する中で、それぞれ横のつながりができていなかったことを、皆さんおっしゃるんですよ。ですので、連携とか協働と言葉ではいいんですけども、それができるような仕組みができていないという現実がありますか

ら、それはぜひ前もって作れる仕組みは作っておいていただきたいという思いを込めてこれは作らせていただきました。以上です。

(萩野部会長)

ありがとうございました。これについては、当事者の方々を含めて7人の委員の方でそれぞれお願いをいたして、こういう案が出来上がりました。皆さん、これについての意見があればどうぞ。ご発言ください。はい、河野委員。

(河野委員)

自分のほうは、この案の2のほうが作成した案ですけれども、やはり、先ほど川野陽子さんのほうからお話しがあったように、いろんなものですね、参考にしたというところがあります。例えば、もちろん他が作られている条例であったりとか、障害者権利条約の前文であったりとか、今、別府市が作っている、作成はもう終わったと思うんですけど、第3期の障がい福祉計画であったりとか、そういうものを見ながら、さらですね、当事者の方々のアンケートをとった中の思いですね、そういうものを含みながら作る必要があるということを考えながらやりました。それで、障がい当事者もそうなんですけど、別府市のほうでもアンケートをとった中で市民の皆さんも、やはり障がいについてもっと知りたいという声大きいということが、やはり、ひとつのキーワードになっているのかなと、自分は思って、当事者の声であったりとか、一般の皆さんから寄せられた多くの声というところで、具体的にそういうことを盛り込んだということと、やはり、東日本大震災で多くの方が命を落とした中での教訓を私たちはやっぱりしっかりと引き継いで行くということで、災害が起きて命を落とすという人たちがですね、なるべくなくなるということと、村野さんが書いてるように災害の後に命を落とさなければならなかった人たちの思いとかっていうのもやっぱりしっかりと考えていく必要があるのかなというところで、やはり東日本大震災の教訓ということをですね、入れさせていただいています。なるべくですね、ネガティブな話ばかりではなくて、やはり、最後のほうは皆さんと協力して、こういう条例をつくることで、やはり、誰もが安全安心に暮らせる別府市なので、浜田市長もお話しをしていました住む人もそうなんですけど、やっぱり別府市は第三次産業である観光のまちということもあるので、誰もが訪れても、そういう人が来た際の、災害が起きたときにしてもそういう方々を守れるようなまちであるとか、訪れて、やっぱり、いろんな喜びや楽しみを享受できるような文言が

ですね、あったほうがいいかなということで入れております。

多分、この中から前文をですね、つくり上げる作業がかなり困難を要するかなと思います。ただ、読んでいただければ、共通する思いとかっていうところは、あると思いますので、ぜひ、皆さんでまとめていただければと、できれば若しくは、また、選抜された委員の皆さんの中で、少し案を練っていただいて、次回の会議の中で案を提出していただいて、考える時間をつくっていただければと思います。

(萩野部会長)

ありがとうございました。本当に大変だったと思いますけども、これだけ前文をつくっていただいておりますが、今日、それが全部まとまりにくいと思うんで、今、河野さんがおっしゃったように、また、皆さん方のご意見、それから専門委員からのご意見がありましたら、そういう方向でまとめていただきたいということです。この件について、皆さんご意見あればどうぞ。前文についてありませんか。それでは、前文については、皆さん方も一度持って帰ってよく読んでいただいて、次回のときに気が付けばお話し合いをしたいと思いますが、それでよろしゅうございますか。はい、ありがとうございます。

それでは次に移ります。前回の会議で、私が当事者委員や専門委員に選出されなかった方でも意見があれば事務局に寄せていただくようお願いしたところでもありますけれども、題名案ということでですね、宇都宮委員さんと大久保委員さんのお二人からは、題名の意見があったところがあります。本日、どうしてこういう題名を考えたのかということをお伺いしたかったのですが、お二人とも欠席でございますから、題名の決定につきましては、前回の会議で、最後の集大成とするというふうに決まっておりますので、次回、最後にまとめていきたいと思いますが、それでよろしゅうございますか。はい、皆さんよろしいということで、ありがとうございました。

それでは、最後にその他ということで、何か委員の方からありましたら、ご発言ください。

(萩野部会長)

それでは、私から一言申し上げます。この条例制定作業部会は、昨年12月から開始して、今日まで皆さんのご協力で、ようやく条例の骨格ができてまいりました。先ほど、いろいろ議論がありましたけれども、徳田先生にもだいたいの道筋といたしますか、

案の方向性を示していただいていますし、また、皆さんもくたないご意見を賜りましてありがとうございます。会議の中でいろいろとでてくると思うんですけど、その点については、また、事務局なり我々のほうに言ってください。あと22日がですね、最後の会議といたしたいということで、10回になります。そういうことで、皆さん、ご多忙の中に、だいたいの道筋はでてきたと思います。あとはこちらで、皆さんと一緒に最後の22日にまとめていただいて、そしてそれを協議会のほうに提出をしてですね、そして、その後、市のほうで庁内のいろいろな部署がでてきますので、それはまた庁内でまとめていただいて、一応答申案は、次回までにまとめていきたいと思いますから、また最後まとまったものについては、皆さんに見ていただいて、これでいいのかどうかということで、答申をだしたいと思っております。そのあと、市のほうの内部でまたいろんなお話しがでてくるだろうと思います。そして、条例ができましたら、また皆さんにフィードバックしていただいてね、認めていただければありがたいと思っております。

本日は、この第9回の作業部会を開催しました。本当に最後までいろいろとご意見をいただきありがとうございます。もう後1回ありますが、皆さんで頑張っていきたいと思っております。本日はお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。今後ともよろしく申し上げます。これにて、閉会します。